

遺言無効主張の相談を受けたときの留意点

自筆証書遺言につき、筆跡が違ふと主張する場合

- ・ 印影が「実印」によるものか否か
 - 実印なら、民事訴訟法 228 条 4 項+最判 S39.5.12（二段の推定）
 - 実印なら、敗訴を覚悟すべき
- ・ 印影が「家族との共用」などである場合
 - 特に、受益の相続人あるいは受遺者が使用したことがある印影か否か
 - 最判 S50.6.12 判時 783-106
- ・ 筆跡対照資料の有無
 - 客観的に遺言者本人のものであると断言できる資料が必要
 - 実印を押捺して印鑑証明書が添付されているような処分証書が良い
- ・ 筆跡鑑定の有用性の検討
 - 裁判所に提出する前に、鑑定書の記載内容について、十分吟味すべし

意思無能力を主張する場合

- ・ 医師の診察を受けているか。入院しているか。
- ・ 介護認定を受けているか。介護施設に入所しているか。
- ・ 在宅あるいは通所サービスを受けているか。
- ・ 認知症状がどの程度あるか、その客観的な証拠資料があるか。事情聴取。
- ・ カルテ（看護記録を含む）・介護認定資料・介護日誌・サービス提供記録など（徘徊などの場合には、警察の調書や、福祉関係のケースワーカーから事情聴取も必要）
- ・ これら資料の収集は、相続人資格者にして頂くのが賢明
- ・ 遺言の内容との関連で、必要とされる意思能力のレベルが異なる
 - 前提として、遺言書の内容を検討すべき
- ・ **訴え提起前にすべき準備行為の説明**
 - 資料収集のうえ、記載内容検討
 - 医師との面談、介護関係者からの事情聴取、報告書などの作成・資料収集
 - 調停か訴訟か、仮処分の要否、提訴予告通知など手続選択
 - 精神鑑定の要否の検討
 - 訴訟費用・弁護士費用・鑑定費用の説明
 - 訴訟物の価額や印紙代の説明
 - 誰を原告とし、誰を被告とするか、当事者適格の問題
 - 遺言無効確認訴訟に要する期間についての説明
 - 敗訴した場合のリスクの説明
 - 勝訴した後の法的手続の説明

- **相続税申告の要否及び納税資金確保の問題**
 - 遺言無効確認訴訟なら、未分割での申告を要するが納税資金をどうするか
 - 遺言に基づく相続税申告をする場合のリスク
 - 預貯金を遺言執行者が解約するか相続人資格者全員の合意により解約するか
 - 税理士をどうするか、まとめて依頼するか個別に依頼するか
 - 税理士報酬の問題のみならず、税理士を信用し得るか否か
 - 税理士にも守秘義務あり。必ずしも全部開示されるとは限らない。
 - 申告期限までに遺産分割協議書に調印し得るか（時間との競争）。
 - 仮に、相続人資格者中に、行方不明者や認知症患者がいる場合の対応
- **遺言執行者が執行行為を開始している場合**
 - 遺言執行者が信託銀行か、受益の相続人あるいは受遺者か
 - 税理士か司法書士か弁護士か。
 - 遺言執行行為を停止させるにはどうするか？
 - 家事事件手続法 215 条による職務執行停止・代行者選任は可能か？
 - 遺言無効を理由に解任申立てをなし得るか？
 - 仮の地位を定める仮処分としての遺言執行者職務執行停止は可能か？
 - 保証金がどの程度になるか？
 - 現実には、どのような対処方法を選択するか
 - 事務連絡か内容証明郵便か。
 - 形式はともかく、どのような内容の連絡をするか？
 - 無効判決が確定した場合に何をするか？
 - 訴え提起前にできる措置はないか？
 - 民事訴訟法 132 条の 2、提訴予告通知はどうか？
 - 受遺者・受益の相続人のみならず遺言執行者宛にも出す。
 - 提訴前の調査嘱託や文書送付嘱託申立てが可能
- **遺産分割協議ができそうな場合**
 - どのような遺産分割協議書を作成すべきか？
 - 遺言が存在することを前提としながら、遺言と異なる遺産分割をする
 - 相続させる遺言の場合、登記手続をどうすべきか？
 - 『即時権利移転の効力』をどう解釈すべきか？
 - 行方不明者・認知症患者がいる場合の対応
 - 不在者財産管理人あるいは後見人選任に至る日程が可能か。
 - 後見人選任手続の裏ワザ（早期迅速に選任させる方法）
 - 遺言書指定の遺言執行者を関与させることが必要不可欠
 - 民法 1013 条及び最判 S62.4.23
- **カルテを検討する際の留意点（医師の診断内容、検査結果、処方内容、看護記録等）**